宍粟市重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱を廃止する要綱をここに公布する。

令和６年３月18日

宍粟市長　福　元　晶　三

宍粟市告示第９号

宍粟市重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱を廃止する要綱

宍粟市重度心身障害者（児）日常生活用具給付等事業実施要綱（平成17年宍粟市告示第83号）は、廃止する。

附　則

この告示は、令和６年４月１日から施行する。